Traventy 3 あんしん保証サービス申請書

申込日　　　年　　月　　日

* 本サービスご加入希望の場合は、本申請書をTraventy 3 ご購入の30日以内にお申し込みください。
* **ご利用いただくTraventy 3 USBメモリ本数分のご契約が必要です**。一部の本数や購入数量に満たない場合は、承ることはできません。

# ご契約内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約形態 / 期間 | **□** | 新規 | □ | 1年間 | □ | 3年間 | □ | 5年間 | * 契約年数をお選びください。
 |
| **□** | 追加 |  | ヶ月間 | * 現在契約中の期限までの月数をご記入ください。
 |
| **□** | 更新 | * 更新のご契約は1年単位となります。
 |
| 契約本数 |  | 本 | * 今回購入する**すべてのUSBメモリの本数**をご記入ください。
* **一部の本数や購入数量に満たない場合は、お受けできません。**
* 更新の場合は、**前回契約時と同じ本数**をご記入ください。
 |
| 契約期間 |  | 年 |  | 月 |  | 日 | ～ |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |
| 企業コード |  | * 追加 / 更新の場合は、"ご契約内容確認書"記載の企業コードをご記入ください。
* 新規の場合は、記入は不要です。
 |
| 備考欄 |  |

# エンドユーザ様情報

|  |  |
| --- | --- |
| ﾌﾘｶﾞﾅ |  |
| 企業名 / 団体名 |  |
| 所属 / 部署 |  | ﾌﾘｶﾞﾅ |  | 印 |
| ご担当者名 |  |
| 所在地 | 〒 |
|  |
| TEL |  | FAX |  |
| E-mail |  | メルマガ配信希望 | **□** | 希望する | **□** | 希望しない |

* 本サービスのお申し込みの際には、申請書2ページ目の「**Traventy 3 あんしん保証サービス 規約**」を必ずご確認下さい。
* 本申請書の各項目は漏れなくご記入の上、ご提出ください。ご記入漏れのある場合には申請をお受けできない場合がございますので、ご注意下さい。
* ご購入いただいたTraventy 3 の全数分のご契約が必要です。一部または、購入数に満たない数量はご契約できませんのでご注意ください。
* 登録内容の変更等が発生した場合は、弊社サポートページよりご連絡ください。また、担当者が変更になる場合は、必ずご連絡下さい。
* 本申込書によりご提供いただいた個人情報の管理元は、イーディーコントライブ株式会社リスクマネジメント事業部です。お申し込みいただいた情報は、以下の目的で利用いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.ご契約いただいたサービスに関するテクニカルサポートのため | 2.ご契約いただいた弊社製品の契約更新案内のため |
| 3.弊社製品及びサービスに関する情報提供のため(電話,e-mail,郵送など)　 | 4.弊社製品及びサービスに関するアンケート調査のため |
| 5.弊社製品及びサービスに関するアフターサービスのため | 6.弊社新製品・新サービス及び各種キャンペーンご案内のため |

上記以外の目的で利用する場合には、事前にお知らせし、同意を得た上で利用いたします。ご提供いただいた個人情報は、弊社プライバシーポリシーに基づき適切に取り扱わせていただきます。詳しくは以下webページをご覧下さい。

◎個人情報の取り扱いについて　　<http://www.ed-contrive.co.jp/privacy.html>

第１条（目的）

本規約は、お客様が、Traventy 3 あんしん保証サービス（以下、「保証サービス」といいます。）について、所定の申込手続を行われたときに、イーディーコントライブ株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する本サービスに関する事項を定めたものです。

第2条（契約の適用）

1 お客様は、保証サービスを希望する場合、本規約に記載する条件を承認の上、当社所定の申請書に必要事項を記入して代理店または当社に提出するものとします。当社は、申込承諾の可否を書面または電子媒体等の書面に代わる方法でお客様に通知します。当社の承諾の通知をもって本契約は成立し、お客様は、この承諾の通知の受領後、第5条に基づき保証サービス費用を支払うものとします。

2本契約は、お客様が保証サービス期間の満了日までに所定の更新手続をしない限り終了します。ただし、保証サービス期間満了後1ヶ月以内に、お客様が更新の手続を行ったときは、本契約は継続していたものとみなします。

3 当社は本契約期間満了2ヶ月前までにお客様に対し、更新契約の案内をします。

4 更新は、1年単位でのご契約とさせていただきます。複数年でのご契約を承ることはできません。

5 本条第１項及び第２項にかかわらず、本契約第5条の保証サービス費用が支払われない場合、当社は保証サービスを行いません。

第3条（保証サービス内容および対象範囲）

当社は、本契約に基づき、保証サービスに対して、次に掲げる保証サービスを実施します。なお、次に掲げる保証サービスの提供対象者は、お客様が登録される担当者とします。

* ハードウェア故障による本体交換 (データ復旧は含まず)

第4条（保証サービスの実施方法）

保証サービスの受付/実施時間帯、受付方法、実施方法については、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付時間 | 24時間 |
| 受付方法 | 原則として、当社ホームページ内の保証サービス専用サポート申込フォームによる申込受付 |
| 実施時間 | 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始その他の当社の休業日を除く）10：00 ～ 18：00 |
| 実施方法 | 保証サービスの受付内容に基づき当社の判断で、電子メール、電話により回答することを原則とします。* 保証サービスの受付内容から、緊急対応の必要があると当社が判断した場合、当社は書面またはその他の媒体・方法により速やかにお客様に対応方法を提供します。
* 原因の特定のためにお客様が使用するハードウェアを、当社宛に送付していただきます。
 |

第5条（保証サービス費用および支払方法）

1 お客様は、所定の保証サービス費用を別途定める方法により支払うものとします。なお、振込手数料が発生する場合は、お客様の負担とします。

2 前項の支払は、初年度分は本契約の締結月末日までに、次年度以降分は本契約満了月末日までに販売代理店を通じて行うものとします。但し、当事者間で書面による別段の定めがある場合はそれに従うものとします。

第6条（契約の譲渡・再委託）

1 お客様は、当社の事前の書面による承諾のない限り、本契約または本契約より生ずる権利もしくは業務の一部または全部を第三者に譲渡しまたは承継させることはできません。

2 当社は、本契約に基づき提供する保証サービス業務の全部または一部をお客様の事前の承諾なしに再委託しないものとします。但し、当該再委託先が次の場合については、当社の負担と責任で再委託し、かつ当該再委託先に当社が本契約により負うべき義務と同等の義務を遵守させることを条件として、再委託することができます。

1. 当社の子会社または関連会社である場合
2. 当社が保証サービスを拡張する場合

第7条（保証サービスに関する免責事項）

1 本契約に基づく保証サービス業務に瑕疵があった場合は、当社は本契約に基づき必要な保証サービス業務を合理的な範囲で繰り返し実施することとします。

2 前項の規定は、本契約に関する当社の責任のすべてを規定したものであり、万一当社がお客様に対して保証サービス業務に起因して損害賠償責任を負う場合、その範囲は、当社に帰責される事由により直接お客様に発生した通常かつ現実の損害に限定され、かつその賠償額は、本契約の年間保証サービス費用相当額をもってその上限とします。

3 お客様のもとで作成されたデータは、お客様の判断と責任の下で管理するものとし、当社はお客様のデータに関する損害について、いかなる場合も責任を負いません。

第8条（秘密保持）

当社およびお客様は、本契約に基づき相手方から提供された情報については、本契約の有効期間中はもとより本契約終了後3年間は当該情報について守秘義務を負うものとします。ただし、守秘義務の情報には以下の情報は含まれません。

1. 当社またはお客様から提供・開示されたときに、既に一般に公知となっている情報、およびその後相手方の責に帰さざる事由により刊行物その他により公知となった情報。
2. 当社またはお客様から提供・開示される以前に保有していたことを証明できる情報。
3. 提供・開示の権限のある第三者から適法に取得した情報。

第9条（個人情報の取扱い）

当社またはお客様は、本契約に基づく業務の過程で相手方から開示を受けまたは知り得た個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。）を第三者に対して一切開示または漏えいしてはなりません。但し、第6条第2項に基づき再委託が行われる場合は、必要な範囲で再委託先に開示することができます。

第10条（適用除外）

次の各号に該当する事由に起因するハードウェア故障は、保証サービス業務に含まれないものとします。

1. 水害、地震などの天変地異
2. 保証サービス対象製品が販売終了した場合
（上記の場合は後継機種での交換対応）
3. 故意的なハードウェア破損、物損
4. 日本国外からの依頼

第11条（解除）

当社は、お客様に以下に掲げる事由の一つが生じた場合、何らの催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除できます。その場合、残期間の保証サービス費用は一切返却されません。

1. 本契約に違反し、相当の是正期間がある催告にもかかわらず当該違反を是正しないとき。
2. 解散・合併または営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき。
3. 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。
4. 本契約を継続し難い重大な背信行為を行ったとき。

第12条（存続条項）

本契約第8条、第9条の各条項は、本契約の有効期間が満了し、または本契約が解除された後も有効に存続します。但し、第8条の存続期間は、同条の規定が適用されます。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項および疑義ある事項については、当社とお客様の信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第14条（合意管轄）

本契約に関して発生する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2017年3月30日　イーディーコントライブ株式会社

|  |
| --- |
| **保証サービス対象製品発送先** |
| **〒102-0073****東京都千代田区九段北4-1-3　飛栄九段北ビル6F****イーディーコントライブ株式会社　サポート　宛****Tel. 03-6238-3501** |